

台風による被害のお見舞い

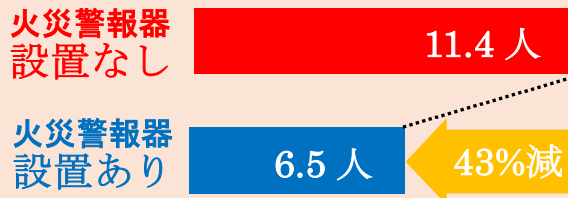
台風による被害を受けた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
皆様の生活が1日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

住宅用火災警報器 あなたの家にはついていますか!?

消防法により、すべての住宅やアパート、マンション（自動火災報知設備設置住宅は除く。）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅火災100件あたりの死者数
(平成27年～平成29年)

(出展：消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>)



火災は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることです。

住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合と比べて100件あたりの死者数が**43%も減**っています。

万が一の時も住宅用火災警報器があれば、火災にいち早く気づくことができ、大切な命を守ってくれます。

つけてよかった! 住宅用火災警報器の奏功事例

家人は外出し留守であったが、住宅用火災警報器（煙式）が鳴動し、通行人の女性が警報音に気づいたことにより、早期に火災の発見、通報につながったため、大きな被害に至らなかった。

川崎市内においても、住宅用火災警報器の奏功事例が多数報告されています。

住警器、ずっと使える?

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年! 定期的な作動確認を!

「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、火災予防運動（3月・11月）の時期など、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。

住宅用火災警報器の設置の義務化から、約13年が経過しています。

ご自宅の住宅用火災警報器をご確認ください。

「付加価値のある住宅用火災警報器」のオススメ

連動型：一箇所で火災を感知すると、連動している家中全ての警報器が鳴ります。

補助警報装置：音に加えて光の点滅や振動により、火災発生を知らせます。



作動確認☑

掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119